

「全ての児童生徒が楽しく学校に通えるように」  
～子どもの人権を守り、安心感のある学校生活するために～  
《令和6年度における具体的行動目標に対する取組について》

会津坂下町教育委員会

## 1 各小中学校の実践より

- (1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」改訂に伴う変更点の理解、各校のいじめ防止基本方針の見直し
  - ・ 各学校の生徒指導会議や職員会議などで、町の過去のいじめ重大事態報告書や裁判記録、生徒指導提要等をもとに、「いじめ基本方針」の見直しを行い、いじめ防止に向けた人権擁護等について教職員の理解を促した。
- (2) 町のいじめ重大事態（2014年）の資料により、児童生徒に対する禁足処分は人権侵害であることの理解
  - ・ 各学校の職員会議で町教育委員会資料（町いじめ問題調査委員会報告書や学術的鑑定書）をもとに、児童生徒に対し禁足処分は絶対に行わないことや、子どもの権利擁護や自他を大切にすること等について校長が指導した。
- (3) CAP等による子どもの人権についての理解
  - ・ 町主催による子どもの人権研修会（CAPによる研修「8月1日開催」）に教職員が参加し、人権概念に関する理解を深めた。
- (4) 生徒指導提要により「児童生徒の権利の理解、懲戒と体罰、不適切な指導」の理解
  - ・ 各学校の服務倫理委員会や職員会議等で生徒への体罰や不適切指導についての理解を深めた。
- (5) 「人権感覚チェックリスト」を活用した実態把握と改善策
  - ・ 各学校の職員会議等を利用し全員がチェックをして生徒指導協議会等で改善策を話し合った。
- (6) 弁護士会や人権擁護委員による「人権教育」の実施
  - ・ 人権擁護委員の出前講座や県弁護士会、法律事務所弁護士、看護師による講話（命や人権について）等を実施した。

(7) QU検査を活用した学級づくり

- ・ 専門家である大学の先生より学級づくり等について、各校とも年3回の指導を受けた。

(8) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

- ・ SCによる児童のアセスメントや保護者の相談、教員とのコンサルテーションを実施した。
- ・ SSWによる関係機関との連携や保護者・生徒への支援を実施した。

(9) 「いじめに関する報告」による教育委員会との情報共有

- ・ 毎月のいじめアンケート等により早期発見に努め、生徒指導委員会でいじめの認知、教育委員会への報告等、解消に向けて取組んだ。

## 2 今後に向けて

(1) いじめ防止に向けて、今年度の成果や反省をもとに継続して取り組んでいく。

(2) 「各校のいじめ防止基本方針」を年度当初に確認し、共通理解を図る。

(3) 「各校のいじめ防止基本方針」をホームページに掲載するとともに保護者懇談会等で啓発する。

(4) アンケート調査やQU検査、日常的な観察等によりいじめの早期発見に努め、早期対応、早期解決を図る。

(5) 保護者との信頼関係を構築するため、保護者に寄り添った報告や連絡、相談に努める。

(6) 教職員が個人的に気になることを「報告・連絡・相談」できる職場づくりに努めるとともに「確認」をしっかりと行う。